

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員が、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間

2. 内 容

【子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備】

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

【目標達成のための対策・・・平成27年4月1日～】

- ① 会社の子育て支援制度の周知用パンフレットを作成し、社員の結婚時等に配布する。
- ② 管理職研修等において両立支援制度及び会社の行動計画を周知する。

目標2 従業員が利用しやすいよう育児就業規則の勤務時間短縮制度を改正し周知する。

【目標達成のための対策・・・平成27年7月1日制度改定予定】

- ① 子供の対象年齢を3歳未満から小学校に入学するまでに拡大する。
- ② 取得時間を30分単位で選択取得可能とする(最大1時間30分)。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標3 時間外労働削減のため、毎週水曜日の「ノー残業デー」の定着を行う。

【目標達成のための対策・・・平成27年4月1日～】

- ① 社員就業規則(時間外管理規定)に「ノー残業デー」を記載し周知する。
- ② ノー残業デー定着状況を社内ネットに公表し啓発を促す。

目標4 年次有給休暇・リフレッシュ休暇(5日連続)の取得を推進する。

【目標達成のための対策・・・平成27年4月1日～】

- ① 取得状況を社内ネットに公表し啓発を促す。